

令和6年度寒河江市紅秀峰の里ブランド推進事業費補助金

紅秀峰及びやまがた紅王（C12号）の生産振興に向け、苗木の導入に係る事業及びブランド力向上に向けた研修等の取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

事業区分	対象者	対象経費等	補助率
改植支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者 ・ 農業法人 ・ 農業者の組織する団体（3戸以上で組織し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるもの） 	2アール以上の園地で紅秀峰及びやまがた紅王（C12号）に改植する場合の、伐採・抜根・深耕・整地・土壌改良・植栽等に要する経費	対象経費の2分の1 （10アール当たり300,000円を対象事業費限度額とする。）
苗木導入支援事業		紅秀峰及びやまがた紅王（C12号）の苗木を導入する場合の苗木購入に要する経費	3年生 2,000円/1本 2年生 1,500円/1本 1年生 1,000円/1本 ただし、国の果樹経営支援対策事業等の補助該当者は除くものとする。
紅秀峰生産組織支援事業		紅秀峰の生産者組織が紅秀峰の生産振興のために実施する研修または販売促進に係る経費	対象経費の2分の1又は300,000円のいずれか低い額以内の額

◆ 申請方法 お申込みをご希望される方は、農林課農業振興係まで事前にご連絡ください。

◆ 添付書類 ①見積書、②ほ場位置図、③植栽図

※ 交付決定を受ける前に着手された場合には、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。

申請期限 令和6年5月31日（金）まで